

多摩地域福祉有償運送運営協議会

特別幹事会

(平成25年度 第4回)

会 議 録

会 議 名	平成25年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第4回特別幹事会	
日 時	平成26年1月31日(金) 午後1時~1時27分	
場 所	東京自治会館 大会議室	
出 席 者	委 員	田淵・谷口・島津・水田・秋山(石井委員代理)・横田・石毛(関根委員代理)・橋田・山口・宮崎・大貫・川杉・石黒
	説 明 者	特定非営利活動法人 ハンディキャブこまえ(対価変更) 特定非営利活動法人 ゆうらんせん(対価変更・更新登録) 特定非営利活動法人 ケアサービスいずみ(複数乗車) 社会福祉法人 もくば会(対価変更)
	事 務 局	東村山市・小平市
欠席委員	塚田・秋山	
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 資料の確認 3 会議運営上の確認事項について 4 運営協議会に協議申請された事項の審査等について 5 その他 	
公開・非公開の別	公 開	
非公開の理由		
傍 聴 人 の 数	8名	
配 付 資 料	<p>事前配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度第4回特別幹事会協議予定団体一覧 ・福祉有償運送 更新登録申請団体要件確認表(1団体)及び自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書(4団体) <p>机上配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 多摩地域福祉有償運送運営協議会特別幹事会審査団体要件確認一覧表 	

平成25年度 多摩地域福祉有償運送運営協議会 第4回特別幹事会

平成26年1月31日

【会長】 皆さん、こんにちは。ただいまより、多摩地域福祉有償運送運営協議会第4回特別幹事会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

本日は、第2回運営協議会の前の時間にお集まりいただきまして申しわけございません。昨年12月26日に開催いたしました、第3回特別幹事会で、更新登録申請22団体、変更協議申請4団体を審査いたしましたが、そのうち2団体について審議未了となりました。また、2団体につきまして、運送の対価の変更について審議が必要であることが判明いたしましたので、臨時で特別幹事会を開催し、再審査することとなりました。このような経緯でございますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。

はじめに、次第の2、会議成立について、事務局より報告をお願いします。

【特別幹事会事務局】 事務局より、会議の成立についてご報告いたします。

設置要綱の規定では、特別幹事会は委員の過半数が出席しなければ開くことができないことになっております。本日は、3名の委員からご欠席、2名の委員から代理出席のご連絡をいただいております。委員15名中、代理出席も含めまして13名の方にご出席いただいておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

【会長】 続きまして、次第の3、資料の確認を事務局よりお願いします。

【特別幹事会事務局】 事務局より、配付資料についてご説明いたします。

本日配付の資料は、「多摩地域福祉有償運送運営協議会 第4回特別幹事会 次第」でございます。それから、資料1「平成25年度多摩地域福祉有償運送運営協議会第4回特別幹事会審査団体要件確認一覧表」でございます。このほかに、本日審査していただく各団体の要件確認表等を事前にお送りしております。

資料の不足等ございませんでしょうか。不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

【会長】 続いて次第の4、会議運営上の確認事項について、事務局よりお願いします。

【特別幹事会事務局】 会議運営上の確認事項につきまして、事務局からご連絡いたします。

本会議の議事内容につきましては、公開用の会議録を作成いたします。発言される方は、お手元のマイクを引き寄せまして、手前緑色のボタンを押しますと赤いランプがつかきます。そうしましたら、氏名を述べてからお話しくださいますようお願いいたします。

なお、公開用の会議録は、発言者のお名前を、会長、副会長、委員、事務局という表示に変更いたします。また、この特別幹事会は、原則公開となっております。ただし、公開することにより協議の妨げになると会長が判断した場合は、非公開とすることができる規定となっております。

会議を傍聴される方に申し上げます。本会議の録音、撮影はご遠慮いただくことになっております。よろしくようお願いいたします。

【会長】 それでは、次第の5、運営協議会に協議申請をされた事項のうち、再審査となった団体の審査に入ります。各団体からの申請は、再度、所管の自治体及び特別幹事会事務局が内容の確認をしております。全体的な内容及び資料1の一覧表の各団体の申請の概要につきまして、事務局より報告をお願いします。

【特別幹事会事務局】 事務局からご説明いたします。

資料1をご覧くださいませでしょうか。A3の審査団体要件確認一覧表でございます。更新登録団体が1団体、変更協議団体が4団体でございます。

事前にお送りしております要件確認表以外の申請書類は、所管の自治体及び事務局で保管をしておりますので、必要があればお申しつけください。

では、各団体の確認内容につきましてご説明をいたします。

No.1、狛江市所管の特定非営利活動法人ハンディキャブこまえでございます。こちらの団体につきましては、運送の対価以外の対価及び複数乗車に係る対価の変更でございます。第3回特別幹事会で審議未了となりましたため、改めて審議をお願いいたします。

No.2、東大和市所管の特定非営利活動法人ゆうらんせんでございます。こちらの団体につきましては、運送の対価及び運送の対価以外の対価の変更、複数乗車に係る対価の変更、更新登録申請でございます。第3回特別幹事会で審議未了となりましたため、改めて審議をお願いいたします。

No.3、福生市所管の特定非営利活動法人ケアサービスいずみでございます。こちらの団体につきましては、運送の対価の変更でございます。

No.4、八王子市所管の社会福祉法人もくば会でございます。こちらの団体につきましては、複数乗車に係る対価の変更でございます。

事務局からは以上でございます。

【会長】 それでは審査に入ります。再審査でございますので、4団体の皆さん、一緒に団体説明員席にご移動をお願いします。

それではNo.1、狛江市の特定非営利活動法人ハンディキャブこまえから、No.4、八王子市の社会福祉法人もくば会まで、順番に所管の市から補足説明をお願いいたします。

【狛江市】 本日は、本来開催予定のなかった特別幹事会でございます。貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。前回の特別幹事会の際には、私どもの認識不足、また確認不足等もございまして、誤解を招いてしまうような説明となってしまいました。大変申しわけございませんでした。

今回の複数乗車、対価の変更協議につきましては、前回の第3回特別幹事会でのご指摘も踏まえまして、見直し、そして整理を行いました。改めて、本日、審査をお願いするものでございます。

かねてより特別支援学級の送迎等については、ハンディキャブこまえ、当該団体にも会員さんがいらっしゃるわけなのですが、知的障がい者の親御さんから団体等に要望がございました。

狛江市の行政といたしましては、市の面積が非常に小さいということ、通学の距離も2キロから3キロぐらいということ、また対象の方が非常に少ないということもありまして、教育行政としては保護者の方の送迎を基本としてお願いしていたところでございます。

また、対象となる方が少ないということで、市として早急に送迎の手段を用意することが難しく、あくまでも今回、当面の措置といたしまして、親御さんの送迎が困難な場合のみ、複数乗車の枠組みで考えていきたいと考えておるところでございます。

もちろん、市の責任としての送迎の必要性につきましては、予算措置等も含めて、しかるべき準備期間を経て、意思決定をしていかなければならないということでございますので、この件につきましては、今年度よりの検討課題とさせていただきたいと考えております。

ハンディキャブこまえには知的障がい児等の会員もおりまして、今現状、個別に団体等に送迎ができないかというご相談をいただいていることも事実でございます。ただし、運転手の確保はできているので、困っている方のために、ぜひ団体としても受け入れたいということになっているわけではございますが、朝の予約の混み合う時間帯に、団体が同時に複数の車両を用意することが難しいというお話を聞いておりまして、そこで今回、複数

乗車についてお認めをいただきたいという話になってございます。そういうことで、前回の第3回特別幹事会にお諮りいただいたという経緯がございました。

平均乗車人数は2人として算出をしております。運送の対価につきましては、前回のご指摘も踏まえまして、利用者の方にとってわかりやすい料金体系となるように、修正をさせていただいております。単独乗車と同じ方式ということにさせていただいております。市内は定額、市外については距離制、時間制を採用しております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。本日はどうも、ご迷惑をおかけしてすみませんでした。

【会長】 続きまして、東大和市から。

【東大和市】 本日はお忙しい中、お時間を頂戴いたしまして、まことにありがとうございます。

前回の特別幹事会で、委員の皆様からご指摘を頂戴いたしました、料金体制における会員間の格差につきましては是正いたしました。内容といたしましては、移送サービスのみを利用される方、400円の方と他のサービスと併用して利用される方300円との間で、料金が異なっておりました。そのため30分未満、これを300円ということで、一律に統一させていただきまして、会員の皆様にわかりやすい明確な料金体系にいたしました。

また、運送の対価以外の対価につきましても、介助の実費として料金の改定をさせていただきました。複数乗車及び更新登録につきましては、第3回特別幹事会でご説明させていただいた内容と変更はございません。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

以上でございます。

【会長】 福生市から、お願いします。

【福生市】 本日は、本来開催予定のなかった特別幹事会でございますが、貴重なお時間をいただきまして、大変ありがとうございます。

運送の対価については、距離制を採用しております、回転シート車両が1キロ当たり30円、電動リフト及びスロープ車両については、1キロ当たり50円の2本立てとなっております。平成23年に団体より、運営が大変厳しい状況であり、回転シート車両について20円値上げをし、統一した50円に変更したいと申し出がございました。ここで対価の変更協議をしていただかなければならなかったところ、私どもの認識不足により、市で許可をしておりました。大変申しわけございませんでした。

第3回特別幹事会においてご指摘をいただきまして、改めまして本日特別幹事会におい

て、運送の対価の変更についてご協議をお願いするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 それでは、八王子市から、お願いします。

【八王子市】 本日はお忙しい中、急な審査をお願いすることになり、まことに申しわけございません。

社会福祉法人もくば会の対価変更について説明させていただきます。今年度、第2回特別幹事会において協議をしていただいた際に、施設送迎のための複数乗車について、要件確認表への記載を落としておりました。改めておわび申し上げます。

こちら、もくば会の複数乗車については、平成20年度第2回特別幹事会で対価変更の協議を行い、第2回運営協議会で承認をいただいております。しかし、前回の更新以降に施設利用者の送迎がほかの制度へ移行し、福祉有償運送制度での複数乗車の利用がなくなったということが確認できたため、ここで複数乗車部分を削除する対価変更の申請について、協議をいただくものです。

また、お手元の要件確認表について補足説明させていただきます。添付書類No.24、タクシー運賃との比較表については、第2回特別幹事会のご指摘を踏まえて、多摩地域のタクシー運賃と比較した内容に修正したものが団体より提出されましたので、確認をさせていただきます、添付させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは委員の皆様、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】 先般の特別幹事会でも粕江市さんのことで、私はいろいろとお話をさせていただいたのですが、先ほど、この間とちょっと違うなというニュアンスを感じました。私はその場でも本来、教育行政、学校行政の教育委員会の予算にかかわる問題ではないのかという話をさせていただいた。

この場というのは皆さんも多分、私と同じお考えだと思うのですが、NPOの地域の助け合いの活動、自主的な活動に関して、その必要性和輸送の安全及び利用者の利便性の確保について協議する場と、私は承知しております。行政のお膳立てした活動、輸送について話をする場ではないと、私はその際申し上げました。特に政策的な意図を持っているのであれば、本当に論外であるという話であります。

あと、その場で粕江市さんの担当者の方が、地方分権の流れだからしょうがないでしょ

うという話をされました。私は、まだ地方分権といっても、狛江市さんが許可権を持っていらっしゃるなら話は別なのですが、持っていないうちからそんな話をして、そういう流れだからしょうがないでしょうというのは、ちょっと勇み足で、話が違うのではないかと。だったら何でここで、みんなで話し合いをするのでしょうかねという話になりませんかということでもあります。

そして、地域のタクシー事業者も含めた緑ナンバー事業者で輸送するのが第一義ではないのか、それでも受ける事業者がないなら話は別でしょう、もしも安価なタクシーがわりにNPOを利用して輸送を行うという話なら、これは議論の余地はありませんねという話をさせていただいたと思います。

それから、義務教育にかかわる通学が、少額といえども自己負担が発生するという事例が他市に広がる懸念、これもたしかお話をさせていただいたと思います。

この4点が私の反対した理由なのですが、今後は予算措置も視野に含めていくという話がありました。あと、もともとはNPOの方からあがってきた話だということもわかりました。たしかこの間はそういう話ではなかったのですが、どうも行政主導でやっていますと聞こえてしやがなかった。それは私だけだったかもしれませんが、私にはそう聞こえた。だから反対をしたわけなのですが、今の話ですと、大分、だったら最初に言ってくださいよという話になってしまうわけでありまして、できればNPOの活動を応援するという話だったら、私は非常によくわかります。また今、利用者さんの中にそういう生徒さんがいてという話だったのですかね。そういう話だったらまた、これは話が全然違うでしょうということになるものですから、そこら辺でおさめていきたいなと思っていますので、今後はやはりちょっと市町村の方も説明の仕方をよく考えていただきませんか。誤解を招きますと、円滑な審議が滞ってしまう場合があるものですから、ぜひ十分ご留意いただければと思います。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

【委員】 あともう一つ。

【会長】 どうぞ。

【委員】 ほかの団体の方にも話をしなければいけないのですが、これは支局のほうに、乗り合いは相談されたのですかね。

【委員】 ゆうらんせんさんにつきましては、市の方と団体の方から、相談いただきま

した。これについて話を伺った中で、制度として団体さんが考えていることがだめだとは思いませんでしたので、支局としては反対する理由はないと考えております。

【委員】 なるほど。そうすると、ハンディキャブこまえさんのほうは、事前に目を通していらっしゃらない。

【委員】 事前にこちらのほうに来ていただいたということはないのですけれども、特別支援学級への送迎について、福祉有償運送制度の中でこれが抵触というか、だめだとは考えられませんので、支局内の他の事例も確認しましたが、そういった点も中にはあるのではないかと、この事例が特別だめだということもないでしょうということでもありますので、我々のほうとしては、複数乗車を行うこと自体はいいと思います。

【委員】 それはいいとして、運賃の設定の仕方はどうですか。

【委員】 運賃の設定につきましても、この額自体は、この協議で承認ということだと思うのですけれども、金額の設定についてはこれがだめだということはないです。

【委員】 なるほど。だったら私は特に。運賃の設定の仕方は非常に難しいのです。これは本当に難しいので、私も素人のうちの一人に入りますけれども、素人にはなかなか難しいので、どうしてもやはり事例は支局の方が一番よくご存じなものですから、支局の方が問題ないというのであれば、これは文句を言う必要もないのかなとは思っています。

【会長】 ありがとうございます。

ほかには、よろしいでしょうか。それではご審査いただいた4団体につきまして、特別幹事会として了承ということで、協議会のほうにお諮りしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 以上で、協議申請されました団体の審査は終了いたしました。ありがとうございました。

次第の6、その他について事務局からお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 事務局より、ただいまご了承いただきました4団体につきましては、この後開催されます第2回運営協議会に、特別幹事会会長より報告いただきまして、ご協議いただきます。よろしくをお願いいたします。

【会長】 それでは、本日はお忙しい中、お集まりをいただきまして、大変ありがとうございました。これにて今年度最後の特別幹事会を閉会とさせていただきます。

会議録署名人	平成26年 月 日
	署名